

消費者教育推進地域協議会の設置について（審議事項）

1 協議会の設置について

- (1) 高知県の設置方法 高知県消費生活審議会が協議会の役割を持つ
- (2) 設置の根拠 消費者教育の推進に関する法律（第 20 条）
- (3) 協議会の役割
- ・ 構成員相互の情報の交換及び調整
 - ・ 県が消費者教育推進計画を作成する際の計画への意見 など
- (4) 構成メンバー
- ・ 消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、教育関係者、消費生活センター、その他都道府県の関係機関

2 参考（全国の状況） * H25. 11. 19 現在 今後変更の可能性あり。

(1) 設置時期

設置年度	都道府県数	備考
平成 25 年度設置済	1 1	山形県、東京都、富山県、山梨県、長野県、岐阜県、京都府、岡山県、山口県、徳島県、愛媛県
平成 25 年度設置予定	7	
平成 26 年度設置予定	1 2	
平成 26 年度以降設置予定	6	
未定	1 1	

(2) 類似の審議会の有無

項目	都道府県数	備考
消費者行政全般を審議する既存組織を有している	4 4	
該当する組織はない	1	
未定	2	

(3) 今後の予定（予定）

項目	都道府県数	備考
消費者行政全般を審議する既存組織に、地域協議会の機能を持たせ対応（構成員の追加等）する予定	1 3	
消費者行政全般を審議する既存組織の中に、地域協議会の機能を持たせた部会等を設置し対応する予定	5	
消費者行政全般を審議する既存組織とは別に、地域協議会を設置する予定	2	
設置する予定はない	4	
その他	2 3	